

ひこにゃん デザインマニュアル

HIKONYAN DESIGN MANUAL



目次

はじめに	1
基本事項	1
ひこにゃんを使用していただくに際しての注意事項	2
ひこにゃん図形	4
指定色	10
ひこにゃん図形（反転タイプ例）	10
ひこにゃん図形（単色タイプ例）	11
ひこにゃん図形（反転・単色タイプ例）	11
ひこにゃん図形（単色ネガタイプ例）	12
ひこにゃん図形（反転・単色ネガタイプ例）	12
ひこにゃん写真	13
ひこにゃん写真（反転タイプ例）	14
ひこにゃん写真（単色タイプ）（反転・単色タイプ）	14
部分的な使用	15
一部分の省略	15
他の図形等との組み合わせ	16
シルエットによる使用	17

はじめに

「ひこにゃん」は、国宝・彦根城築城４００年祭のメインキャラクターとして登場し、国宝・彦根城築城４００年祭の成功と彦根のまちの活性化に大きく貢献しました。

このマニュアルは、今後とも、「ひこにゃん」が広く皆様に親しまれ、愛されるよう、また、その活躍が彦根市の知名度と好感度を高め、さらなるまちの活性化につながるようにするため、「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」の使用基準を定めたものです。

皆様方の積極的なご活用をお願い申し上げます。

基本事項

- ① 「ひこにゃん図形」および「ひこにゃん写真」に関する著作権・商標権は、彦根市に帰属します。そのため、「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」を使用する場合は、必ず事前に申請を行い、彦根市の許諾を受けてください。
 - ② 「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」の使用は、このマニュアルに従って正しく使用してください。このマニュアルに示すもののほか、「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」を変形したり、改変して使用することはできません。
 - ③ 「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」を使用する物件の完成見本を、申請時に彦根市に提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては、写真等確認できるものを提出してください。
-

ひこにゃんを使用していただくに際しての注意事項

ひこにゃんの使用は、いずれかの点に該当する場合、許諾することができません。

1 ひこにゃんの使用によって特定の商品や企業のキャラクターと誤認されるなどのおそれがある場合

- ・社名・ロゴ・商品名等の情報をひこにゃんと重ねないでください。
- ・他のキャラクターと親交のある表現をしないでください。
- ・特定の企業・団体・個人・商品を応援するような表現はできません。
- ・誤認のあるデザインと判断された場合、デザインの変更や著作権表示等を入れていただく場合があります。

2 ひこにゃんのイメージを損なうおそれがある場合

- ・ひこにゃんに吹き出しをつけることはしないでください。
- ・ひこにゃんの性格・性別・年齢などのプロフィール追加・変更はできません。
- ・ストーリーを伴う使用はしないでください。
- ・手書きによるひこにゃんは、原則商標としては認めておりません。

3 立体物で、その表現がひこにゃんの立体物と認められない場合

- ・立体物の場合は、形状の審査があります。必ずサンプルを作成し事前にその立体で審査が通るのか確認してください。

4 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等への使用

- ・特定の宗教・政治活動に紐づくような使用はできません。

5 法令および公序良俗に反するものへの使用

6 市の信用または品位を害するものと認められる場合

使用の際は、次のいずれかの著作権表示を行っていただく必要があります。

（フォントは問いません。）

©彦根市

©HIKONE

イラスト加工ができない場合(図形・写真共通)

次のような使用は、できません。

- × 「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」のたて・よこ比率を変えているもの
- × 指定色以外を使うなど「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」の色を変えているもの

彦根市内の企業・団体等が使用できる例(図形・写真共通)

彦根市内に拠点を置く企業・団体等に限り審査の上、下記のものを含めます。

- ・ チームの応援旗やユニフォーム
- ・ 仕事着のユニフォームでの使用
- ・ 広告・看板類への使用※
- ・ 屋内看板・装飾での使用
- ・ 飲食店のメニューへの掲載
- ・ 企業・団体等の概要書や名刺
- ・ 企業・団体等での封筒への使用

※屋外広告物として提出または表示する場合は、事前に市（建築指導課景観まちなみ室）に協議の上、必要とする許可を受けること。

例外事項

彦根市が認める場合に限り、このデザインマニュアル記載の方法以外の使用方法を認める場合があります。

ご使用いただける「ひこにゃん図形」は、次のとおりです。

ひこにゃん

図形－1



図形－2



図形－3



図形－4



図形－5



図形－6



図形－7



図形－8



図形－9



図形－10



図形－11



図形－12



ひこにゃん
図形－13



図形－14



図形－15



図形－16



図形－17



図形－18



図形－19



図形－20



図形－21



図形－22



図形－23



図形－24



ひこにゃん
図形－25



図形－26



図形－27



図形－28



図形－29



図形－30



図形－31



図形－32



図形－33



図形－34



図形－35



図形－36



ひこにゃん 20 周年記念ロゴ

彦根市キャラクター「ひこにゃん」は、平成 18 年(2006 年)4 月 13 日の誕生以来、多くの皆様に愛されて、令和 8 年(2026 年)4 月 13 日で誕生 20 周年となります。

この大切な節目となる「ひこにゃん 20 周年」を盛り上げるため、20 周年を記念するロゴイラストを制作いたしました。

ひこにゃん 20 周年記念ロゴ
図形 ー 1



※使用上の注意事項

・ 20 周年記念ロゴについては、既存のイラストと同様に、単色・ネガタイプでの使用、シルエットでの使用が可能ですが、原則として、反転、部分的な使用、一部分の省略、他の図形等と組み合わせての使用はできません。

・ 20 周年記念ロゴの使用については、20 周年を記念するイラストという性質上、令和 7 年(2025 年)9 月 25 日から令和 9 年(2027 年)3 月 31 日までの期間限定となります。

招き猫ひこにゃん（彦根へお招きキャンペーンシンボルイラスト）

この招き猫ひこにゃんのイラストは、「人、モノ、コトを彦根に招く、世界遺産も彦根に招く。」をスローガンに「彦根へお招きキャンペーン」のシンボルイラストとして、原作者のもへろん氏と協力の上、出来上がった記念イラストです。

このキャンペーンの趣旨に賛同いただける皆様に使っていただけるイラストとなっています。

招き猫ひこにゃん
図形－１



※注意

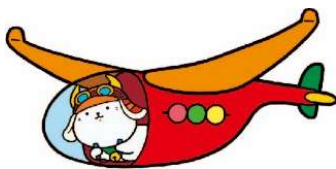
招き猫ひこにゃんの立体物に関しては、「彦根へお招きキャンペーン中」は使用できませんのでご注意ください。

ひこにゃん鳥人間コンテストコラボレーション

図形－ 1



図形－ 2



図形－ 3



図形－ 4



図形－ 5



図形－ 6



※注意

鳥人間コンテストコラボレーションイラストのライセンス表示は
「©HIKONE/ytv」を入れてください。

また、商標申請の際は下記の利用ルールに従ってください。

利用ルール：

1. 下記の鳥人間コンテストの商標使用許諾料が必要です。
消費税込希望小売価格×3%×商品化許諾（製造）数量
（小数点以下第一位を四捨五入）
2. 「鳥人間コンテスト」ロゴ（3種のいずれか）を入れてください。
3. 「彦根」「HIKONE」「ひこね」など、彦根市を表す文字を入れてください。

●鳥人間コンテストロゴ3種

鳥人間コンテスト



鳥人間コンテスト
BIRDMAN RALLY

指定色

ひこにゃん

■D I Cカラー（17版）

- ・あざやかな黄 : D I C. 166
- ・あざやかな赤 : D I C. 116
- ・あざやかな黄赤 : D I C. 162
- ・あざやかな緑 : D I C. 131
- ・スミ :

■プロセスカラー

- ・あざやかな黄 : M-10%・Y-100%
- ・あざやかな赤 : M-80%・Y-50%
- ・あざやかな黄赤 : M-50%・Y-80%
- ・あざやかな緑 : C-70%・Y-90%
- ・スミ :

（口の中）

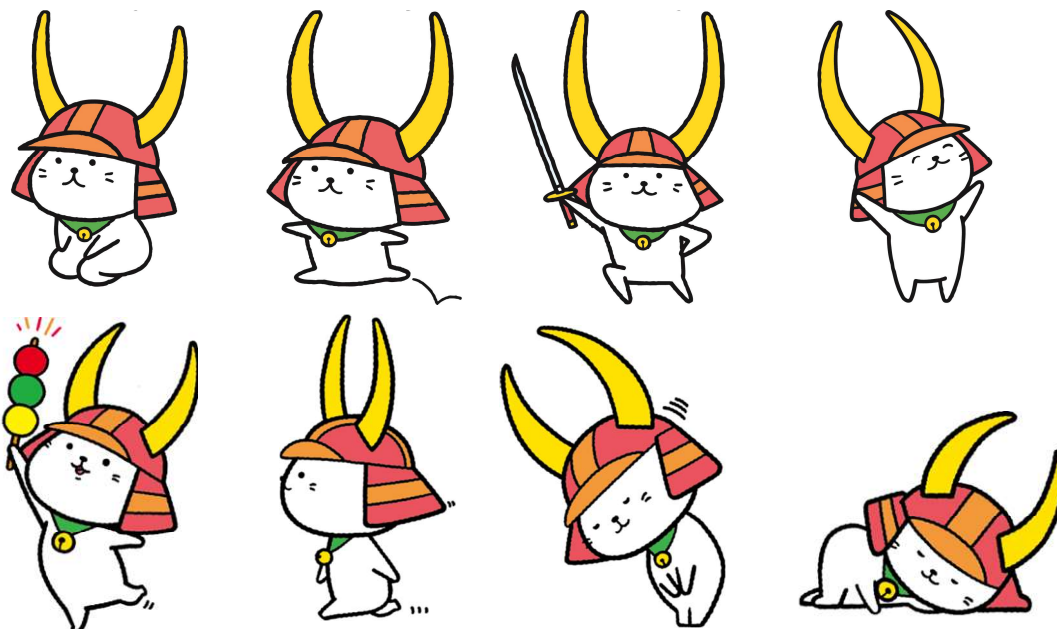
■D I Cカラー（15版）

- ・あざやかな赤 : D I C. 196
- ・明るい赤 : D I C. 77

■プロセスカラー

- ・あざやかな赤 : M-95%・Y-70%・K-33%
- ・明るい赤 : M-72%・Y-46%・K-09%

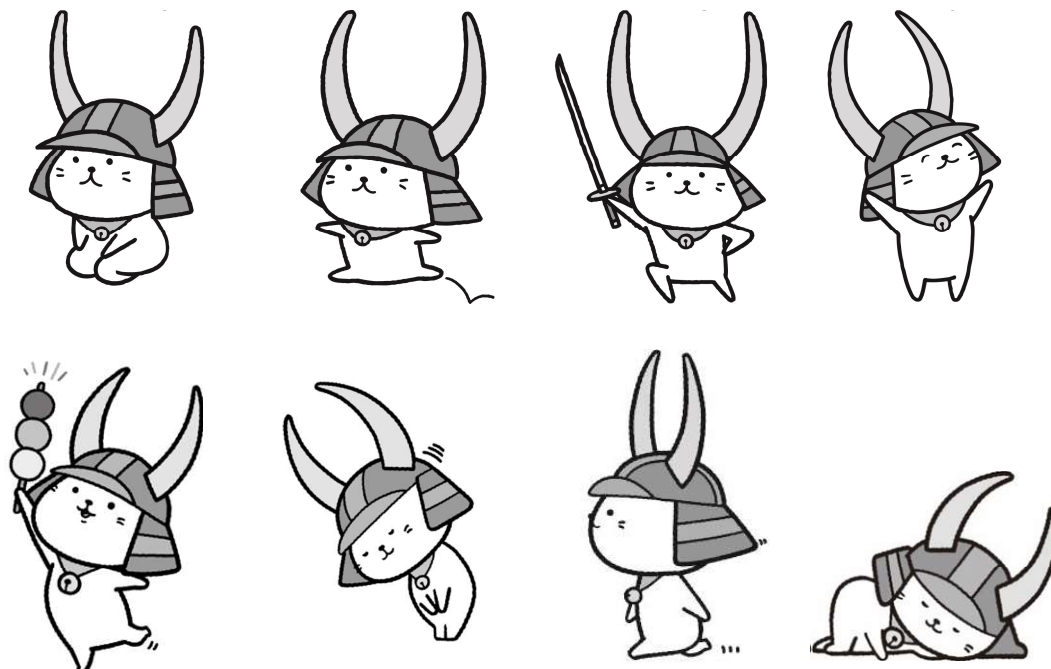
ひこにゃん図形（反転タイプ例）



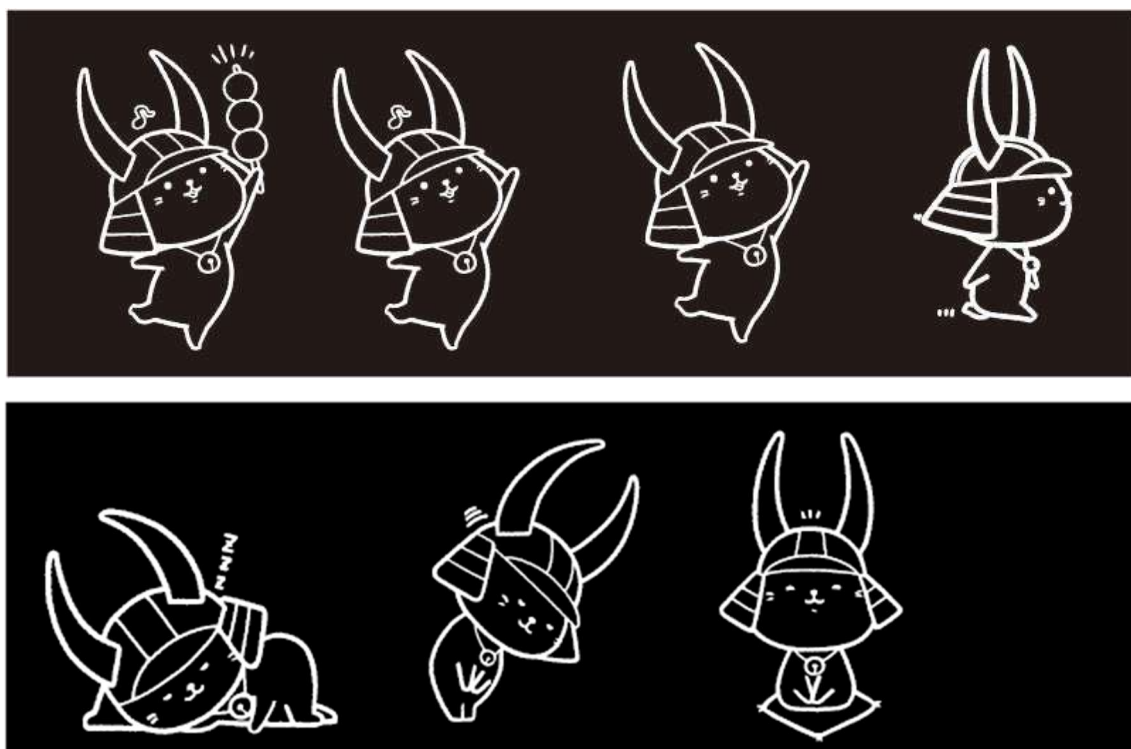
ひこにゃん図形（単色タイプ例）



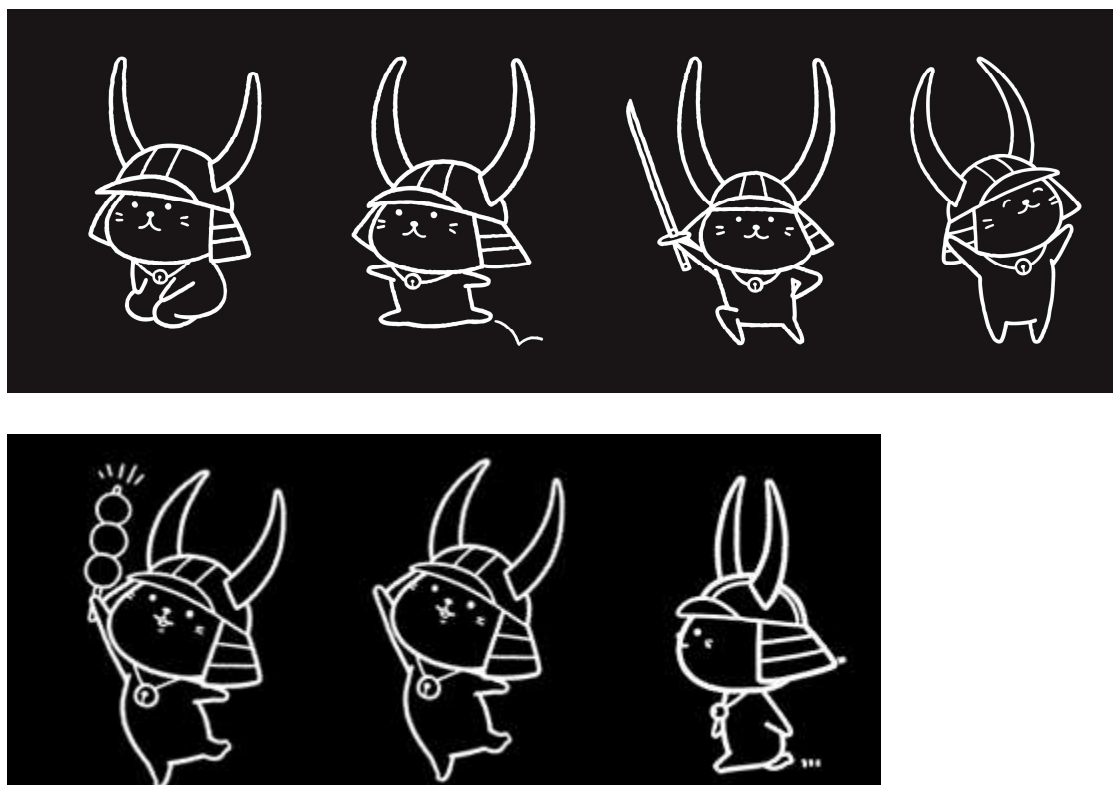
ひこにゃん図形（反転・単色タイプ例）



ひこにゃん図形（単色ネガタイプ例）



ひこにゃん図形（反転・単色ネガタイプ例）



使用いただける「ひこにゃん写真」は、次のポーズとなります。

ひこにゃん写真

写真－１

写真－２

写真－３

写真－４



写真－５



写真－６



写真－７



写真－８



写真－９



写真－１０



写真－１１



写真－１２



ひこにゃん写真（反転タイプ例）



ひこにゃん写真（単色タイプ）（反転・単色タイプ）



部分的な使用

「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」は、以下に示す例のとおり、図形の部分的な使用をすることができます。

○部分的な使用の例

- ・ 顔の部分だけを使用する場合



一部分の省略

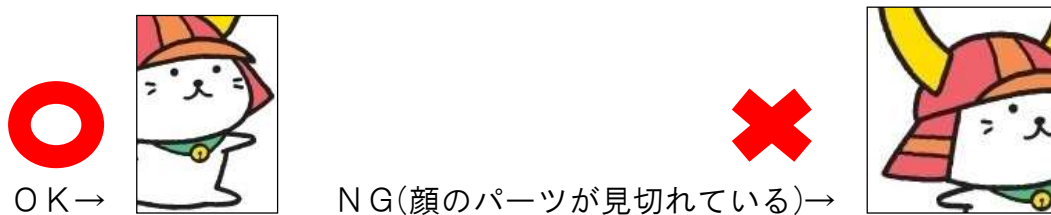
「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」は、以下に示す例のとおり、図形または写真の部分的な使用をすることができます。

○一部分の省略の例

- ・ 他の図形との重なりにより、図形の一部が隠れる場合
(顔のパーツが隠れない場合に限りです。)



- ・ 図形の全体が入りきらず、図形の一部が見切れる場合
(顔のパーツが見切れない場合に限りです。)



- ・ 図形の「とびはねマーク」「お団子」「音符」等の表示を省略する場合

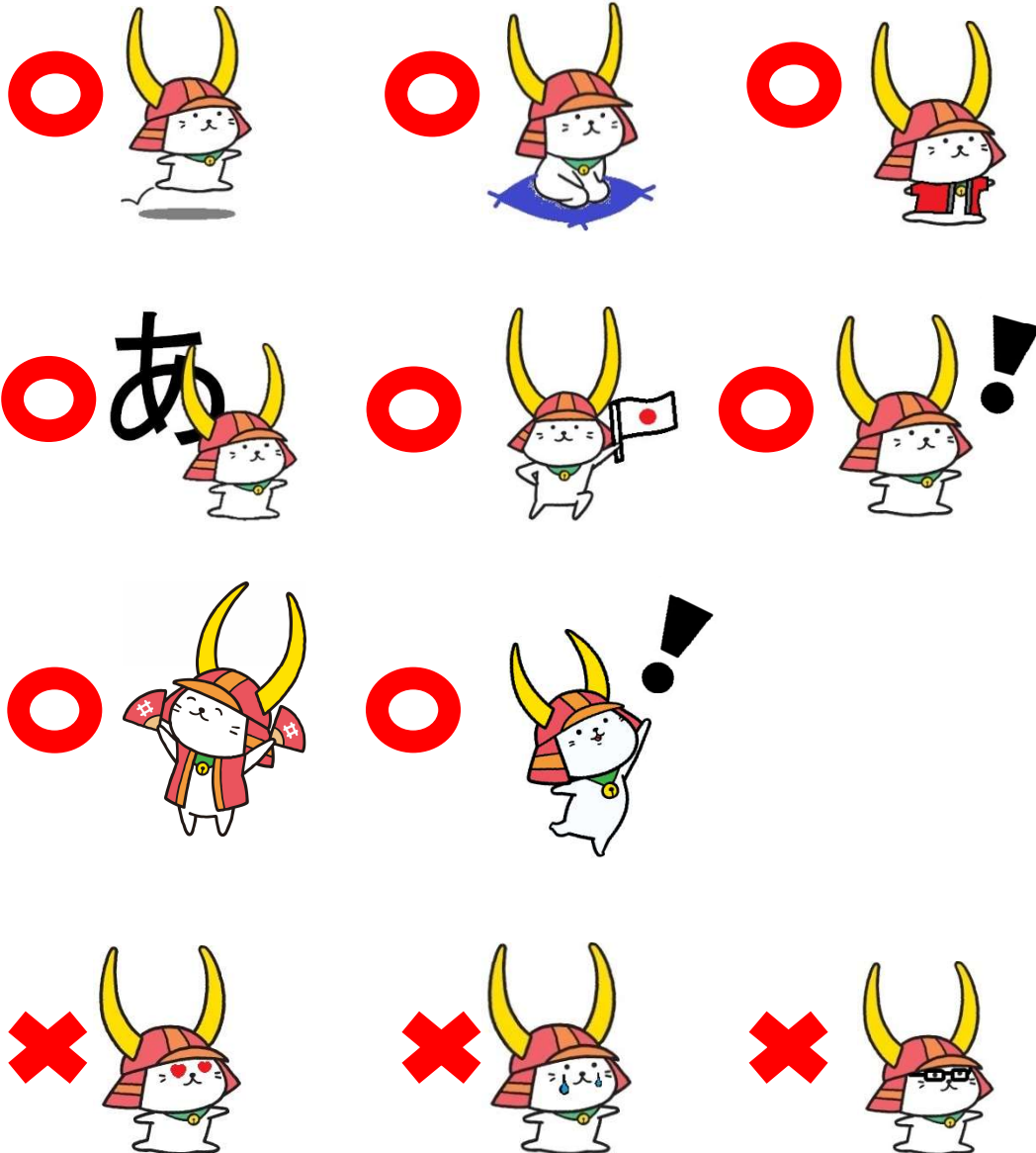


- ・ 立体物でその性質上開口部を設ける必要がある場合(例：貯金箱における硬貨投入口など)

他の図形等との組み合わせ

「ひこにゃん図形」は、以下に示す例のとおり、他の図形や文字などと組み合わせて使用することができます。

○他の図形等との組み合わせの例

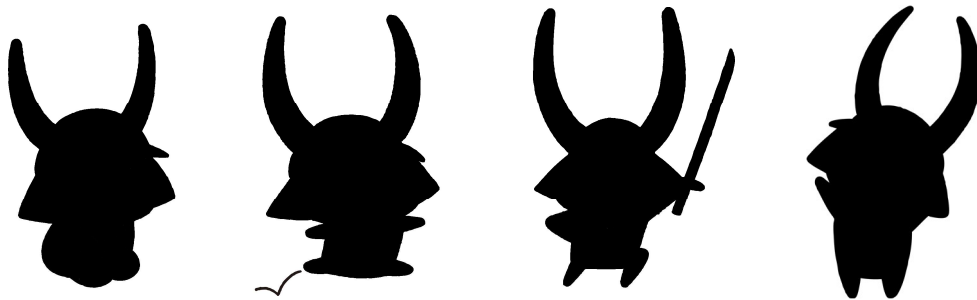


シルエットによる使用

「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」は、次のとおりシルエットによる使用をすることができます。

また、シルエットタイプについては、下記に示す例のとおり、着色したり、他の図形、模様、文字などと組み合わせて使用することができます。

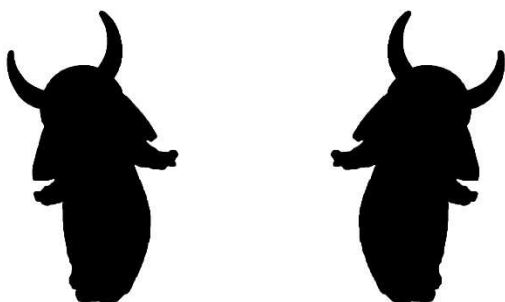
ひこにゃん図形（シルエットタイプ例）



ひこにゃん図形（反転・シルエットタイプ例）



ひこにゃん写真（シルエットタイプ）（反転・シルエットタイプ例）



○着色、他の図形等との組み合わせの例（シルエットタイプ例）



着色



模様



文字



写真

このマニュアルに定めているもののほか、「ひこにゃん図形」「ひこにゃん写真」の使用に関してご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

令和7年9月改定版

彦根市 エンタテインメント課 ひこにゃんブランド推進室

TEL 0749-30-6153 FAX 0749-24-9676
E-mail hikonyan@ma.city.hikone.shiga.jp